

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：土木費 項：住宅費 目：住宅建設費

事業名 高齢者向けケア付き住宅家賃減額補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)
都市建築部住宅課県営住宅係 電話番号：058-272-1111 (内 3661)
E-mail：c11659@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 382千円 (前年度予算額：382千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	382	0	0	0	0	0	0	0	382
要求額	382	0	0	0	0	0	0	0	382
決定額	382	0	0	0	0	0	0	0	382

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

高齢社会が急速に進展する中、居住機能ばかりでなく、ケアサービスが付与された住宅を供給し、高齢者が生涯安心して暮らすことができる住環境の整備促進を目的とする。本補助事業により、各種ケアサービスの提供に伴って高額な家賃設定となることの多い高齢者向け賃貸住宅において、一般的な民間の賃貸住宅と比べ、比較的低い家賃負担で入居が可能となるため、入居者となる高齢者の生活の安定が図られることはもちろんのこと、入居率の向上、ひいては当該住宅の需要の拡大にもつながると予想される。

(2) 事業内容

岐阜県高齢者向け優良賃貸住宅供給助成事業制度要綱に基づき供給された住宅において、当該住宅の入居者へ家賃の減額補助を行った市町村に対し、その補助の一部について助成を行う。

(3) 県負担・補助率の考え方

家賃減額のための補助は、認定を受けた家賃と、入居者負担基準額（入居者の所得に応じた基準値×住宅規模係数×立地係数）との差が対象となる。なお、補助金の交付期間は、法律及び県の要綱に基づき管理を行っている期間。

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	382	当該住宅の入居者へ家賃の減額補助を行った市町村に対する助成。
合計	382	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 国の状況

補助金の負担割合 国 1/2 県 1/4 市町村 1/4

県単独補助金事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

補助事業名	高齢者向けケア付き住宅家賃減額補助金
補助事業者（団体）	高齢者向け優良賃貸住宅の建設または改良及び管理を行う事業者に対し補助金を交付する市町村 （理由）国の補助要領に準じる
補助事業の概要	（目的）高齢社会が急速に進展する中、居住機能ばかりでなく、ケアサービスが付与された住宅を供給し、高齢者が生涯安心して暮らすことができる住環境の整備促進を目的とする。 （内容）岐阜県高齢者向け優良賃貸住宅供給助成事業制度要綱に基づき供給された住宅において、当該住宅の入居者へ家賃の減額補助を行った市町村に対し、その補助の一部について助成を行う。
補助率・補助単価等	定額・定率・その他（例：人件費相当額） （内容）国の補助要領により算定した国補助額の2分の1 （理由）国 1/2、県 1/4、市町村 1/4 で負担割合を分担
補助効果	本補助事業により、各種ケアサービスの提供に伴って高額な家賃設定となることの多い高齢者向け賃貸住宅において、一般的な民間の賃貸住宅と比べ、比較的低い家賃負担で入居が可能となるため、入居者となる高齢者の生活の安定が図られることはもちろんのこと、入居率の向上、ひいては当該住宅の需要の拡大にもつながると予想される。
終期の設定	終期5年度 （理由）終期末設定・事業開始から3年以上経過

（事業目標）

・終期までに何をどのような状態にしたいのか

高齢社会が急速に進展する中、居住機能ばかりでなく、ケアサービスが付与された住宅を供給し、高齢者が生涯安心して暮らすことができる住環境の整備促進を図る。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (H**年度末)	目標 (R3年度末)	目標 (終期)
①当該住宅の入居率	0%	100%	100%

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	R02 年度 (要求)	R03 年度 (要求)
補助金交付実績	360 千円	382 千円	382 千円	(予算額) 382 千円	(要求額) 382 千円
指標①目標	100%	100%	100%	100%	100%
指標①実績	94.7%	100%	100%	(推計値) 100%	(推計値) 100%
指標①達成率	94.7%	100%	100%	(推計値) 100%	(推計値) 100%

(前年度の成果)

補助実績：6 戸（382 千円）

(今後の課題)

- ・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項
今後も引き続き入居率 100% を維持していく必要がある。

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い △：必要性が低い 	
(評価)	高齢者が安心して暮らすことができる、住環境の整備に寄与している。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価)	概ね 100% の入居率を達成している。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている △：向上の余地がある 	
(評価)	国庫補助額の 1/2（総事業の 1/4）を補助額としており、経費の節減が図られている。

(事業の見直し検討)

実績、成果を評価した結果、当事業の有効性が認められるところであり、今後も当事業を継続する。

(終期到来時の翌年度以降の事業方針)

継続・削減・統合・廃止

(理由)

当該住宅は、空家となった場合もすぐに入居希望があり、空家状態が少なく消費者ニーズに応じており、国の要綱にしたがい、今後も助成を行う。